様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項中「第68条の15の４第１項」を「令和３年旧措置法第68条の15の４第１項」に改め、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の15の４第２項」を「令和３年旧措置法第68条の15の４第２項」に、「第68条の15の４第３項」を「令和３年旧措置法第68条の15の４第３項」に改め、同表給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除） | 令和３年旧措置法第68条の15の６第１項 | 10609 | 法規別表六の二（二十一）「24」の欄の金額 |
| | 第68条の15の６第１項 | 10642 | 法規別表六の二（二十四）「19」の欄の金額 |
| | 令和３年旧措置法第68条の15の６第２項 | 10610 | 法規別表六の二（二十二）「21」の欄の金額 |
| | 第68条の15の６第２項 | 10643 | 法規別表六の二（二十五）「19」の欄の金額 |

様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（二十四）「17」」を「別表六の二（二十七）「17」」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業適応設備を取得した場合等の特別償却 | 第68条の15の７第１項（償却費） | 10644 | 特別償却限度額の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の15の７第１項） | 10645 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |
| | 第68条の15の７第２項（償却費） | 10646 | 法規別表十六（六）「８」の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の15の７第２項） | 10647 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |
| | 第68条の15の７第３項（償却費） | 10648 | 特別償却限度額の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の15の７第３項） | 10649 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |
| 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 | 第68条の15の７第４項 | 10650 | 法規別表六の二（二十九）「41」の欄の金額 |
| | 第68条の15の７第５項 | 10651 | 法規別表六の二（二十九）「45」の欄の金額 |
| | 第68条の15の７第６項 | 10652 | 法規別表六の二（二十九）「49」の欄の金額 |

様式第二の記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表再生可能エネルギー発電設備等の特別償却の項中「第68条の16第１項」を「令和３年旧措置法第68条の16第１項」に改め、同表船舶の特別償却の項中「船舶」を「特定船舶」に、「第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ」を「第68条の16第１項第１号又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のイ」に、「第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ」を「第68条の16第１項第２号又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のロ」に、「第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ」を「第68条の16第１項第３号又は令和３年旧措置法第68条の16第１項の表の第２号の中欄のハ」に改め、同表港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（耐震基準適合建物等の特別償却）の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却 | 第68条の17第１項（償却費） | 10504 | 特別償却限度額の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金） | 10505 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |

様式第二の記載要領第四号の表情報流通円滑化設備の特別償却の項を削り、同表特定地域における工業用機械等の特別償却の項中「第68条の27第１項」を「令和３年旧措置法第68条の27第１項」に、「第45条第１項」を「令和３年旧措置法第45条第１項」に改め、同表沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項中「第２号」を「第１号」に改め、同表沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項中「第３号」を「第２号」に改め、同表沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却の項中「第４号」を「第３号」に改め、同表沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却の項中「第５号」を「第４号」に改め、同表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定地域における産業振興機械等の割増償却 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成27年旧措置法」という。）第68条の27第２項の表の第１号（償却費） | 10437 | 特別償却限度額の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第68条の27第２項の表の第１号） | 10438 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |
| | 第68条の27第２項の表の第１号（償却費） | 10653 | 特別償却限度額の欄の金額 |
| | 第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の27第２項の表の第１号） | 10654 | 法規別表十六（九）「８」の欄の金額 |